

## ～個人番号と身分証明書類の組み合わせ～

就学支援金申請には確認票等と一緒に①と②の書類が必要になります。

**① 個人番号(マイナンバー)がわかる書類**

→「個人番号がわかる書類貼付台紙」に貼付またはホチキス止め

**② 個人番号(マイナンバー)を提出される保護者又は生徒の身分証明書類**

→「保護者全員の身分証明書等のコピー貼付台紙」に貼付またはホチキス止め

※生徒本人の個人番号を提出する場合は生徒本人の身分証明書が必要です。

①と②の組み合わせは下記のとおりです。

### A:①の書類が、「個人番号カード」のコピー

個人番号カードのオモテ面は身分証明、ウラ面は個人番号が記載されています。そのため

**②の身分証明書類は「個人番号カードのオモテ面となります。」**

「個人番号がわかる書類貼付台紙」にコピーした個人番号カードのオモテ面、ウラ面を貼って提出してください。

### B:①の書類が、「個人番号通知カード」のコピー

(平成 27 年 10 月以降に市区町村役場からご自宅へ郵送された書類です。)

**②の身分証明書類は下記のとおりです。(顔写真付きの証明書が無い場合は 2 種類必要)**

・ **1 種類でよいもの** (公的機関が発行した顔写真付きの身分証明書)

運転免許証、生徒証、社員証、在留カード ※顔写真がある面をコピーしてください。

・ **2 種類必要なもの**(氏名・生年月日がわかるようにコピーしてください)

国民健康保険証、年金手帳、源泉徴収票、共済組合員証、母子健康手帳

住民票記載事項証明の原本又はコピー、住民票の写し(必ず原本)

(提出事例:①個人番号通知カードのコピー②-1 保険証のコピー②-2 住民票の写しを提出)

### C:①の書類が、個人番号が記載された「住民票の写し」

### D:①の書類が、個人番号が記載された「住民票記載事項証明」コピー又は原本

**②の身分証明書類は下記のいずれか 1 種類必要です。**

運転免許証、パスポート、社員証、在留カード ※顔写真がある面をコピーしてください。

国民健康保険証、年金手帳、源泉徴収票、母子健康手帳、共済組合員証

※氏名と生年月日がわかるようにコピーしてください。

(提出事例:①住民票の写し、②保険証のコピーを提出)

(提出事例:①住民票記載事項証明の原本、②運転免許証のコピーを提出)

※住民票や住民票記載事項証明は市町村役場で請求される際に、発行手数料と本人確認書類が必要です。